

■ 記入上の留意点 ■

記入する前に、「神奈川県有床診療所等消防用設備整備費補助金交付要綱（案）（以下、県要綱）」、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱（案）（以下、国要綱）」、「02_（スプリンクラー）事業計画書」中の「Q&A集」シートを必ずご一読ください。

1 個別様式の記入について

- (1) 「様式3 施設面積内訳」シートから作業を始めてください。その面積が、「様式2（個表）事業計画書（以下、様式2（個表）」）に反映されます。なお、「Q&A」も参考にしてください。

※ 複数の棟を申請する場合は、棟ごとにシートをわけて記入してください。

- (2) 全ての様式に共通して、ご記入いただくのはオレンジ色で色塗りされた部分となります。色塗りされていない部分には数式が入っていて、オレンジ色の部分に記入すると自動的に内容が反映されるようになっています。記入後は、必ず全てのシートの整合性を確認してください。

- (3) 「様式2（個表）」シート内の「1. 整備事業計画等の概要」欄に「消防機関による承認を得た（消防法令の設備基準に沿った）整備計画となっているか」という問いがあります。事前に消防機関との調整を必ず済ませておいてください。

2 本補助事業は、国の内示通知後に、県に交付申請書をご提出いただき、県の交付決定後に工事契約、工事着工となります。交付決定前に工事契約、工事着工を行うと補助金が交付できなくなりますので注意してください。

※ 令和5年は内示通知が7月末、県の交付決定が10月末ごろとなりましたが、年度によって変動があります。工事スケジュールは施行業者ともよくご確認ください。

3 令和6年度より国の提示する基準単価が変更予定となります。

(通常型スプリンクラー)

1,0 m²当たり 21,400円 → 23,000円

(水道連結型スプリンクラー)

1.0 m²当たり 20,700円 → 22,000円

(パッケージ型自動消火設備)

1.0 m²当たり 25,000円 → 27,000円

(消防法施行令第32条適用設備)

1.0 m²当たり 24,300円 → 26,000円

(消火ポンプユニット)

1 施設当たり 2,174,000円 → 2,350,000円

- 4 単年度事業での申請については、次年度に繰越することはできません（年度内に工事が完了することが条件となります）。
- 5 複数年度にまたがる事業も可能ですが、補助金の交付決定は年度ごとに行われるため、次年度以降の交付が約束されるものではありません。
また、消防法令の改正に伴うスプリンクラー設備の設置期限は令和7年6月30日となりますので、本補助事業についても令和6年度が最終となる可能性があります。
- 6 「国要綱」7（5）において、事業により取得した設備の**財産処分**についての記載があります。当該補助金の処分制限期間は**工事が完了した日から8年間**であり、**処分制限期間を経過していない等条件を満たしていない場合は、国庫返納の義務**が生じます。そのことを念頭に置き、申請の手続きを行ってください。